

■ 語句説明（50 音順）

語 句		説 明
あ	NPO（エヌ・ピー・オー）	NPO（Non Profit Organization）とは、市民が主体となって、コミュニティベースで社会的な活動を行っている民間の非営利団体の総称。1998（平成 10 年）に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
か	建築協定	建築基準法に基づき、良好な環境を維持することを目的として、対象区域内権利者によって建築物の敷地や位置、用途、形態等の基準を設ける協定。
	高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度	高齢者の居住の安定確保に関する法律により創設され、高齢者の入居を拒まない（つまり円滑に入居できる）賃貸住宅を、貸主に登録してもらい、入居希望者に情報提供する制度。都道府県知事または各都道府県の指定登録機関に登録する。
	コレクティブ・ハウジング	北欧を中心発達してきた、日常生活の一部のためのスペースを共有する集合住宅。食堂を共有して交代で調理したり、保育室を共有して交代で子育てをしたり、趣味室や洗濯室を共有したりすることもある。居住者の話し合いに基づき、共有スペースのあり方が決められている。
	コンバージョン	既存のビルや商業施設等を従来の用途に代えて他の用途に転用し活用すること。ここでは、オフィスビル等をマンション等の住宅の用途に転用することを指す。
さ	シニア住宅	高齢者に配慮した設備やサービスの供与、終身年金保険の活用等による入居時の一括支払方式の採用等により終身利用を保証するなど、高齢者の住生活の安定、向上に資する特別の措置を講じた住宅。
	シルバー・ハウジング	高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の高齢者向けの公共賃貸住宅。高齢者単身世帯・夫婦世帯等が地域社会の中で自立して安全で安心な生活を営むことができるよう、住宅施策と福祉施策の密接な連携のもとに、ライフ・サポート・アドバイザーが派遣され、緊急時の対応や安否確認、生活指導・相談等のサービスが受けられる。
	総合設計制度	建築敷地の共同化、大規模化による、土地の有効かつ合理的な利用の促進と公開空地の確保による市街地環境の整備を図ることを目的とし、計画を総合的に判断して、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度。
た	地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。
	特定優良賃貸住宅供給促進事業	安い家賃で良質な、ファミリー向け賃貸住宅を提供するもの。民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅の内、一定の要件を満たす良質な物件について、新潟市及び国が建設費の一部を補助する。入居資格に条件があるが、所得が基準以内の場合は、家賃の一部に補助があり、また入居の際の仲介料、礼金は必要ない。
	都心居住促進活動助成制度	中心市街地内において良好な都市環境創出を伴う、良質な共同住宅建設等の事業計画に対し、基本構想等を作成する費用を助成する制度。
な	新潟市勤労者等住宅建設資金貸付制度	持家の促進と建築関連業界の振興を図ることを目的に、自ら居住する住宅を新潟市内に建設等をしようとする勤労者等で、自己資金の不足する者に対し、新潟市と新潟県労働金庫により行われる資金貸付制度。
は	バリアフリー	段差の解消、手摺りの設置等により、高齢者や身体障害者等の生活や活動に不便な障害・障壁を取り除くこと。
	PFI	PFI（Private Finance Initiative）とは、従来、国や地方公共団体等の公共が担ってきた公共施設等の「設計」、「建設」、「維持管理」及び「運営」を民間に委ねることにより、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を行う新しい事業手法。
ま	まちづくり推進助成制度	関係権利者の自主的なまちづくりを促進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、市街地の整備を計画的に推進する団体に対して助成を行う制度。
	街なみ環境整備事業	既存市街地の内、身近な生活道路の未整備、小公園などの地区施設の不足など、充実した住環境の整備改善を必要とする区域において、地域住民の発意と総意を尊重した住環境の形成を図るための事業手法。国、地方公共団体による助成を受けることができる。
や	優良建築物等整備事業	既成市街地において、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備改善、市街地住宅の供給等を推進する事業。国、地方公共団体による助成を受けることができる。
	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者にとって使いやすいデザインを普遍化し、「すべての人が等しく使いやすく快適に生活できる」ことを目指しデザインをするという考え方。

●このパンフレットに関するお問い合わせ先●

新潟市都市整備局 開発建築部 街づくり推進課

〒951-8550 新潟市学校町通1番町 602 番地 1

TEL : (025) 228-1000 (代表) / FAX : (025) 229-5190

E-mail : machi@city.niigata.lg.jp